

広島県公安委員会告示第11号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和2年2月6日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
9S1516	告示の日 (令和2年2月6日)から 3年間	回胴式遊 技機	SビッグシオSP -30	株式会社パイオニア 代表取締役 野口 万由美 (大阪府東大阪市長田中一 丁目4番6号)	左同
9P1769	同上	ぱちんこ 遊技機	P銀河鉄道9992H 1AU6	株式会社アムテックス 代表取締役 水島 勇治 (東京都台東区東上野一丁 目16番1号)	左同